

令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において令和7年度結城市浄化槽設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則(平成12年結城市規則第42号)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)に規定する浄化槽(し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20MG/リットル(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け厚生省浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであり、小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となるものにあつては、同制度に基づき保証されたものをいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (3) くみ取り槽 し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であつて、定期的に人力又は機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市のし尿処理施設で処理されているものをいう。
- (4) 宅内配管工事 合併処理浄化槽への流入管(便所、台所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (5) 転換 建築確認が不要の設置届によって、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に設置替えすることをいう。
- (6) 専用住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての家屋をいう。
- (7) 併用住宅 専用住宅に事務所、店舗等の自己の業務の用途に供する非居住部分を当該家屋の延床面積の2分の1以内で併設するものをいう。
- (8) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1項第1号に規定するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、次表に掲げる地域内において合併処理浄化槽を設置する事

業（以下「補助事業」という。）とし、申請者が居住するための専用住宅又は併用住宅の敷地内に設置されるものに限る。この場合において、浄化槽の人員算定は建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するものでなければならない。

結城市浄化槽 処理促進地域	(1) 結城市全域のうち、公共下水道認可区域、農業集落排水事業計画区域及び地域し尿処理施設整備事業計画地域等を除いた区域 (2) その他市長が特に認める区域
------------------	---

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 合併処理浄化槽の設置された家屋の建て替え又は増築により設置する場合
- (2) 既設合併処理浄化槽を更新し、又は改築する場合
- (3) 下水道認可区域内で合併処理浄化槽を使用している者又は使用していた者が、下水道認可区域以外へ転居し、家屋を新築する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋へ合併処理浄化槽を設置する場合
- (5) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (6) 住宅を販売し、転売し、又は賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する場合
- (7) 住宅又は敷地を共有している場合又は借りている場合で、合併処理浄化槽を設置することに関して共有者又は賃貸者の承諾が得られない場合
- (8) 設置した合併処理浄化槽が製造業者又は一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度による保証を受けられる場合
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係があると市長が認めた場合
- (10) 市税等を滞納している場合
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1の左欄に掲げる浄化槽区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。なお、算出した額に1千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手14日前までに、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の関係書類及びその記載内容に不備又は不足がある場合は、当該申請を受理しないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適正と認めるときは、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付決定通知を受けた後でなければ工事に着手してはならない。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により、交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止しようとするときは、令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に着工せず、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助事業の変更を承認したときは、令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該年度の交付決定があった日から6箇月以内又は令和8年2月25日のいずれか早い日までに、令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業実績報告書（様式第6号）に、別表第3に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第3項の規定により変更承認を受けた場合は、承認を受けた期限まで延長することができる。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、補助事業者、合併処理浄化槽工事請負業者（下請業者を含む。）及び市の三者立会いのもと完了検査を行い、補助事業が適正に執行されたと認めるときは、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知し、補助事業者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を実施していないとき。
- (3) 合併処理浄化槽補助金申請に関する誓約書に反したとき。
- (4) 市が定める工事基準が満たされないとき。
- (5) 浄化槽工事業登録又は届出をしていない者が工事を施工したとき。
- (6) 不正な手段により交付を受けたとき。

(庶務)

第11条 この要項に定める手続等については、経済環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

浄化槽区分	限 度 額
5 人槽	3 3 2 千円
6 ～ 7 人槽	4 1 4 千円
8 ～ 1 0 人槽	5 4 8 千円
単独処理浄化槽からの付け替え加算額 (転換の場合に限る。)	1 2 0 千円
くみ取り槽からの付け替え加算額 (転換の場合に限る。)	9 0 千円
宅内配管工事に係る加算額 (単独処理浄化槽を撤去する場合に限る。)	3 0 0 千円

別表第 2 (第 5 条関係)

結城市浄化槽設置費補助金交付申請 添付書類一覧

(1) 浄化槽設置に係る部分

- ア 合併処理浄化槽補助事前確認項目 (様式第 8 号) (建築確認を伴う場合に限る。)
- イ 設置場所の案内図 (住宅地図等)
- ウ 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- エ 設置場所の公図の写し (建築確認を伴う場合に限る。)
- オ 設置場所の土地登記事項証明書 (建築確認を伴う場合に限る。)
- カ 個人番号の記載のない住民票の写し (転換の場合に限る。)
- キ 設置場所の建築物と土地の所在証明書又は現況証明書 (転換の場合に限る。)
- ク 設置浄化槽に排水管接続予定の建築平面図 (床面積の明示されているもの。なお、転換の場合は床面積計算表が記載されているものを含む。)
- ケ 配管系統図 (住宅から合併処理浄化槽本体及び敷地内外の放流先までの配管等を記したもの。必要に応じて敷地範囲、建築物の位置及び形状を記したもの。)
- コ 工事見積書 (様式第 9 号) の写し
- サ 合併処理浄化槽設置工事請負契約書 (様式第 1 0 号) の写し
- シ 茨城県浄化槽指導要綱に規定された標準契約書により委託契約した契約書の写し
- ス 浄化槽設備士免状の写し及び浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し (昭和 6 3 年度以前の設備士免状取得者に限る。)
- セ 国庫補助指針適合登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C 票)
- ソ 型式適合認定書 (別添仕様書及び図面)
- タ 浄化槽法 (昭和 5 8 年法律第 4 3 号) 第 1 3 条第 1 項又は第 1 6 条第 1 項の規定による認定書
- チ 二次製品の底盤を使用する場合 仕様書 (寸法のわかるもの)

ツ 排水処理関係

(ア) 放流処理

- a 市道又は県道道路占用許可書の写し
- b 水路等（土木課管轄）に放流する場合 法定外公共物占用許可申請書写し
- c 水路等が土木課管轄外の場合で上記 a 及び b が不要な場合 放流先管理組合等の施設使用承認書等

(イ) 敷地内処理 敷地内処理装置概要書及び構造図

テ 市税等納付状況確認に関する同意書（様式第 1 1 号）（結城市において納税状況が確認できない場合は、当該市町村の市税に未納がないことの証明書を添付）

ト 所有者又は共有者の承諾書（様式第 1 2 号）（住宅若しくは敷地を借りている者又は共有している者に限る。）

ナ 合併処理浄化槽補助金申請に関する誓約書（様式第 1 3 号）

ニ 委任状（様式第 1 4 号）（申請手続を本人以外が行う場合に限る。）

ヌ 債権者登録申請書

ネ その他市長が必要と認める書類

(2) 単独処理浄化槽撤去又はくみ取り槽撤去に係る部分（撤去費の補助を受ける場合に限る。）

ノ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況の位置が分かる図面及び確認できる写真

ハ その他市長が必要と認める書類

(3) 宅内配管工事に係る部分（宅内配管工事費の補助を受ける場合に限る。）

ヒ 既存の配管系統図

フ その他市長が必要と認める書類

別表第 3（第 8 条関係）

結城市浄化槽設置費補助金実績報告 添付書類一覧

(1) 合併処理浄化槽設置に係る部分

ア 工事決算書（様式第 1 5 号）

イ 浄化槽設置に関するチェックリスト（様式第 1 6 号）

ウ 浄化槽法定検査（7 条検査）手数料払込通知書等の写し

オ 建築平面図（交付申請時提出のものに訂正事項を赤で記載したもの）

カ 排管系統図（交付申請時提出のものに訂正事項を赤で記載したもの）

キ 合併処理浄化槽設置工事費用の領収証の写し

ク 茨城県浄化槽設置等事務処理要領に規定された浄化槽使用開始報告書（正本 1 部、副本 2 部）

ケ 合併処理浄化槽設置工事を記録した写真（市が指定したもの）

コ 敷地内処理装置の工事写真又は放流先接続の工事写真（市が指定したもの）

サ 浄化槽工事に関するチェックリスト（様式第 1 7 号）

シ 既存排水処理設備撤去工事等に関するチェックリスト（様式第 1 8 号）（単独処理浄化槽撤去費補助を受ける場合に限る。）

ス 個人番号の記載のない住民票の写し（建築確認に伴う設置の場合に限る。）

セ 小型合併処理浄化槽機能保証登録証（市町村用）

ソ 二次製品出荷証明書（様式第19号）（二次製品の底盤使用を申請時に報告しなかった場合に限る。）

タ 敷地内に既存の排水処理設備がある場合は、適正に処理又は処分していることが確認できる書類

チ 債権者登録申請書（申請時と住所が異なる場合に限る。）

ツ その他市長が必要と認める書類

（2）単独処理浄化槽撤去及び宅内配管工事に係る部分（撤去費補助を受ける場合に限る。）

テ 単独処理浄化槽の処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票の写し（宅内配管分も含む。）

ト 茨城県浄化槽設置等事務処理要領に規定された浄化槽使用廃止届出書（正本1部、副本2部）

ナ 単独処理浄化槽撤去工事及び宅内配管工事の状況並びに申請地から処分場までの搬出を記録した写真（市が指定したもの）

ニ 宅内配管工事の実施が確認できる写真（配管経路全体がわかるもの）

ヌ その他市長が必要と認める書類

（3）くみ取り槽撤去に係る部分（撤去費の補助を受ける場合のみ）

ネ くみ取り槽の処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票の写し

ノ くみ取り槽撤去工事の撤去状況及び申請地から処分場までの搬出を記録した写真（市が指定したもの）

ハ その他市長が必要と認める書類

結城市長 様

申請者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名 (本人署名)

電話番号(日中連絡先)

令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付申請書

令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助要件を確認するための個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に基づき利用又は提供されることに同意します。

記

1 補助金交付申請額 (A + B + C + D) ※B及びDは転換の場合に限る。 ※Cは、Bを受ける場合に限る。	円	
内 訳	A 合併処理浄化槽設置費補助金	円
	B 単独処理浄化槽撤去費補助金	円
	C 宅内配管工事費補助金	円
	D くみ取り槽撤去費補助金	円

2 設置場所の地名地番	結城市 字 番
3 設置区分（該当箇所に☑）	<input type="checkbox"/> 転換（建築確認が不要な場合） <input type="checkbox"/> 転換以外（新築等建築確認が必要な場合）
4 合併処理浄化槽の区分	人槽
5 建築物の延べ面積	m ² （排水管接続予定の建築物の合計面積）
6 住宅の種類（該当箇所に☑）	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（居住部分面積 m ² ）
7 工事着手予定年月日	年 月 日 ※申請日から14日以降の日付
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事請負業者	住所又は所在地： 氏名又は名称：
10 排水処理（該当箇所に☑）	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 既設管接続 <input type="checkbox"/> 敷地内処理
11 使用予定人員	人

様

結城市長

令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項（以下「要項」という。）第 6 条第 1 項の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額	円
----------	---

実績報告書提出期限	年 月 日
-----------	-------

【備考】

- 1 補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止しようとするときは、令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に着工せず、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になる場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、上記実績報告書提出期限までに令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助事業実績報告書（様式第 6 号）に必要書類を添えて提出しなければならない。
- 4 要項第 10 条の規定に該当したときは、交付決定が取り消される場合があります。

No

--	--	--	--	--	--

結生第 号
年 月 日

様

結城市長

令和7年度結城市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度結城市浄化槽設置費補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項第6条第1項の規定により、通知します。

記

浄化槽設置場所	
不交付の理由	

結城市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 (本人署名)

電話番号

令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け結生第 号で交付決定を受けた令和7年度結城市浄化槽設置費補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項第7条第1項の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請内容の変更（該当する箇所に☑を付けること。）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 補助金額		
<input type="checkbox"/> 契約内容関係		
<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽本体関係		
<input type="checkbox"/> 排水処理又は放流関係		
<input type="checkbox"/> 配管工事関係		
<input type="checkbox"/> 工期関係（ ）		
<input type="checkbox"/> その他（ ）		

(変更の理由)

2 補助事業の中止（中止の理由）

3 添付書類（添付書類に☑を付けること。）

- 浄化槽変更届出書の写し又は変更建築確認通知書の写し
- 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- 浄化槽設備士免状の写し及び浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し（昭和63年度以前の設備士免状取得者に限る。）
- 国庫補助指針適合登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- 型式適合認定書（別添仕様書及び図面）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条第1項の規定による認定書
- 道路占用許可書、法定外公共物占用許可書又は水路施設使用承認書の写し
- 配管図
- その他市長が必要と認めるもの（ ）

結生第 年 月 日

様

結城市長

令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業変更等承認申請書について、内容を審査した結果、下記のとおり承認したので、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項第7条第3項の規定により、通知します。

記

1 承認内容

2 その他

No

--	--	--	--	--	--

結城市長 様

申請者 住 所 〒
.....
氏 名 (本人署名)
電話番号

令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業実績報告書

年 月 日付け結生第 号で交付決定のあった令和7年度結城市浄化槽設置費補助事業が完了したので、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

なお、結城市が私の金融機関の口座に補助金を振り込んだときは、受領したものと認めます。

記

- 1 事業完了年月日年.....月.....日()
※設置工事費用の領収書の日付を記入
- 2 完了検査希望日時 (1)年.....月.....日()
午前・午後.....時.....分
(2)年.....月.....日()
午前・午後.....時.....分
(3)年.....月.....日()
午前・午後.....時.....分

※検査希望日時は必ず記入すること（平日のみ）。
※第3希望まで（全て異なる日付）記入すること。

3 完了検査立合者
工事請負業者名.....

立会者氏名.....
※工事を監督した浄化槽設備士が立ち会うこと。

連絡先.....

様

結城市長

令和7年度結城市浄化槽設置費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった令和7年度結城市浄化槽設置費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金交付要項（以下「要項」という。）第9条の規定により、通知します。

なお、指定検査機関が実施する浄化槽法第7条の設置の検査及び同法第11条の定期検査について適切に受検いただくとともに、受検状況の調査があった際には御協力をお願いします。

記

補助金確定額	円
--------	---

【備考】

要項第10条の規定に該当したときは、補助金の返還を求める場合があります。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を実施していないとき。
- (3) 合併処理浄化槽補助金申請に関する誓約書に反したとき。
- (4) 市が定める工事基準が満たされないとき。
- (5) 浄化槽工事業登録又は届出をしていない者が工事を施工したとき。
- (6) 不正な手段により交付を受けたとき。

No

--	--	--	--	--	--

〈合併処理浄化槽補助事前確認項目〉

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

1 新築される前の居住状況（現住所地）について、該当する記号に○をつけてください。

(1) 住居区域	ア 公共下水道認可区域 イ 農業集落排水事業計画区域 ウ 地域し尿処理施設整備事業計画地域 エ その他
(2) 住居形態（※1）	ア 集合住宅等（※2） イ 1戸建て（賃貸除く） ウ その他（具体的 _____）
(3) 既存の設備	ア 合併浄化槽 イ 単独浄化槽 ウ くみ取り便槽 エ 公共下水道（農集排含む。） オ なし
(4) 新築の理由	ア 半壊以上の災害 イ 災害ではない

（※1）一時的な仮住まいの方は、直前の住居形態及び設備を選択してください。

（※2）集合住宅等とは、マンション、アパート及び賃貸の1戸建てのことをいいます。

2 新築の形態について、該当する記号に○をつけてください。

新築（新たに合併処理浄化槽を設置する場所）の形態について	ア 元の住宅を壊して建て替え イ 更地に新築 ウ その他 (具体的に： _____)
------------------------------	---

3 その他以下の内容について、該当する記号に○をつけてください。

(1) 建売住宅ですか。	ア はい イ いいえ
(2) 販売、賃貸目的の住宅ですか。	ア はい イ いいえ
(3) 過去に浄化槽補助金を受けたことがありますか。	ア はい イ いいえ

◎ 担当課より内容の詳細について、お問い合わせがありますのでご了承ください。

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

第1条 発注者_____（以下「甲」という。）及び合併処理浄化槽
工事業者_____（以下「乙」という。）は、
結城市浄化槽設置費補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等
な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 結城市_____

工事の期間 _____年_____月_____日～ _____年_____月_____日

設置する合併処理浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による構
造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パー
セント以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するところの、
別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽工事の請負金額及び支払方法

請負金額 _____円（内消費税 _____円）

支払方法 1 現金 2 その他（ _____ ）

第3条 乙はこの契約と添付図面等に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を
甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金の支払を完了する。

第4条 乙はこの契約に係る工事を法第29条第3項に従い、

浄化槽設備士 _____

浄化槽設備士免状番号 第_____号に実地に監督させ、又は自ら浄化槽
設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させては
ならない。ただし、甲及び結城市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、
又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲及び結城市長に届け出た浄化槽工事登
録のある者に下請けさせる場合はこの限りではない。

第7条 乙は、法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び結城市が定める工
事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、乙に対し工事内容を変更し、又は工事の着手を延期し、
若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負金額又は
工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項による変更、延期又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができ
ないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。
この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 第8条又は前条により、工期の変更その他予定の工事内容に変更が生じた場合は、甲は遅滞なく市長に対して補助金交付申請に係る変更承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

第11条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担による。

第12条 乙は、工事のために第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第13条 乙は、工事完了後に工事関係書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第14条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しない（以下、「契約不適合」という。）と認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、請求することができない。

第15条 契約不適合の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、催告その他何らの手続を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 合併処理浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される契約不適合が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第17条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。この場合甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が、10日以上続いたとき。

(2) 甲が、請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

第19条 第16条、第17条又は前条によりこの契約が解除された場合は、甲は、滞なく市

長に報告してその指示を受けなければならない。

第20条 乙の責に帰すべき事由により、第2条による引渡し期日（工期が変更された場合は変更後の工期に基づいて定められる引渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、遅延日数1日につき請負代金の総額の____分の1の違約金を乙に請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わない場合は、乙は、当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩_____銭の割合による遅延損害金を甲に請求することができる。

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

また、結城市浄化槽設置費補助金の交付申請に当たり、本書の写し1通を申請書に添付するものとする。

年 月 日

甲 発注者 住 所

氏 名

印

乙 工事業者 住 所

氏 名

印

(浄化槽工事業登録番号：)

又は届出番号：)

年 月 日

結城市長 様

申請者 住所.....〒.....

氏名..... (本人署名)

市税等納付状況確認に関する同意書

令和 7 年度結城市浄化槽設置費補助金を申請するに当たり、下記の納付状況を確認することに同意します。

記

- ・市 県 民 税 (森 林 環 境 税)
- ・固 定 資 産 税 (都 市 計 画 税)
- ・軽 自 動 車 税
- ・国 民 健 康 保 険 税
- ・介 護 保 険 料
- ・後期高齢者医療保険料

※申請者の氏名 (ふりがな) 及び生年月日を下記に記載

氏名 (ふりがな) :

生 年 月 日 : 年 月 日

上記の申請者については、市税等の滞納が ない ことを確認しました。
ある

年 月 日	
課 名	収 納 課
職 氏 名	

年 月 日

承 諾 書

結城市長 様

承諾者

住 所.....

氏 名.....（本人署名）

私の所有する下記土地及び建物等に下記の者が合併処理浄化槽を設置することについて、何ら異議なく承諾します。

記

申請者 住所	
申請者 氏名	

建物等の所在	用途・種類	面積

土地の所在	地番	地目	地積

合併処理浄化槽補助金申請に関する誓約書

年 月 日

結 城 市 長 様

浄化槽補助申請者
住所

氏名 (本人署名)

私は、このたび結城市浄化槽補助金の申請をするに当たり、次の事項を誓約します。

- 提出した書類のとおりにより工事を進め、変更が生じる場合には必ず事前に市生活環境課と協議した上で工事を行うことを誓います。
- 放流先への浄化槽排水管工事に際し、私以外が所有する土地又は工作物等を使用する場合には、当該所有者等に対しあらかじめ協議し、浄化槽工事に関する同意を取得することを誓います。
- 浄化槽（及び蒸発散槽）の人員算定、設置場所等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関連法令を遵守することを誓います。
- 浄化槽設置完了後、浄化槽の保守点検、清掃等の適切な維持管理を行うとともに、指定検査機関が実施する浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条の設置の検査及び同法第11条の定期検査を継続して受検することを誓います。
また、専用住宅（併用住宅を含む。）以外の用途には浄化槽を接続しないことを誓います。
- 浄化槽工事中に発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を順守して適正に処分することを誓います。
- 浄化槽を設置した区域が将来、公共下水道の供用開始区域となったときは、遅滞なく、当該公共下水道に接続することを誓います。
- 私は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係がありません。
- 上記について問題が生じた場合は、私の責任をもって解決します。
また、上記に反することが明らかになった場合は、浄化槽補助に関する決定が取り消され、補助金の返還を求められても異存ありません。

年 月 日

委任状

委任者（設置者）

住 所

氏 名（本人署名）

私は、令和7年度結城市浄化槽設置費補助金に係る事務手続について、下記の申請代理者及び工事請負業者に委任します。なお、工事請負業者が工事の全部又は一部分について下記の下請業者に委任する場合も承諾します。

記

申請代理者 住 所

氏 名

T E L

F A X

担当者名

携帯番号

工事請負業者 住 所

氏 名

T E L

F A X

浄化槽工事業登録番号：

又は届出番号：

下請業者 住 所

氏 名

T E L

F A X

浄化槽工事業登録番号：

又は届出番号：

工 事 決 算 書

工事名称	邸合併処理浄化槽設置工事
工事場所	結城市
その他事項	

(単位：円)

品名・仕様	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1 合併処理浄化槽設置費用					円
本体費用	1	基			
設置費用	1	式			
ポンプ設置費用	1	式			
2 単独処理浄化槽撤去費用					円
撤去費用	1	式			
処分費用	1	式			
3 くみ取り便槽撤去費用					円
撤去費用	1	式			
処分費用	1	式			
4 宅内配管工事費用					円
配管撤去費用	1	式			
配管処分費用	1	式			
流入柵設置費用		箇所			
流入管きよ設置費用		m			
放流柵設置費用		箇所			
放流管きよ設置費用		m			
5 消費税					
合 計					

浄化槽設置に関するチェックリスト

検 査 項 目	チェックポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよ勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や隣接建屋からの流入はないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形又は破損のおそれ	管の露出等により、変形又は破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
7 合併処理浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 合併処理浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置及び稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取外しが可能か。	
14 ブローターの設置及び稼働状況	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
	防振対策及び固定が十分されているか。	
15 2世帯の有無	浴室及び台所が2箇所ないか。	有無
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 （浄化槽設備士免状の交付番号)		

※チェックした項目には、欄に「○」を付けること。

浄化槽工事に関するチェックリスト

検査項目	<p style="text-align: center;">チェックポイント</p> ※1～19の項目ごとに写真を添付すること。 確認・実施した日を記入すること。	設備士 確認日
事前確認	①敷地内の建物（付属建物含む。）の給排水設備について確認をした上で工事を計画したか。	月 日
1 着工前	①浄化槽の設置場所が分かるか。 ②設備士が指定された標識を掲げ、全身が写っているか。 ※写真が不鮮明な場合は標識及び設備士のアップ写真を別に添付すること。	月 日
2 採掘状況	①採掘状況が分かるように撮影しているか。	月 日
3 床堀完了	①床堀完了後の出来形検測が黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
4 砕石作業	①砕石設置状況が分かるか。	月 日
5 基礎砕石 厚み確認	①基礎砕石の厚みが黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
6 基礎コンクリート 型枠、配筋状況 ※二次製品を使用する 場合は6-1欄を確認	①基礎コンクリートの配筋状況が確認できるか。 黒板及びスケールで鉄筋の直径及び幅が確認できるか。 ※ワイヤーメッシュは使用していないか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
6-1 二次製品を使用する 場合（市に報告がある物 に限る。） ※7欄及び8欄は 日付記載不要	①二次製品の出来形検測が黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。 ②二次製品仕様書と寸法及び内容に相違がないか。 ③二次製品設置の際、水平確認をしたか。	月 日
7 基礎コンクリート 出来形検測	①基礎コンクリートの出来高検測が黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
8 基礎コンクリート 厚み確認	①基礎コンクリートの厚みが黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
9 浄化槽本体	①浄化槽全体が写っているか。 ②メーカー及び型式が申請内容と同一か。	月 日
10 本体据付 水平確認	①浄化槽の据付状況が確認できるか。 ②水準器により水平に設置されているか。	月 日
11 水張状況	①水張中の状況が確認できるか。	月 日
12 埋戻し・水締め	①埋め戻し中及び水締め中の状況が確認できるか。	月 日

1 3 埋め戻し完了 つき固め	①埋め戻し完了状況が確認できるか。 ②つき固め状況が確認できるか。	月 日
1 4 上部スラブコンクリート 型枠、配筋	①上部スラブコンクリートの配筋状況が確認できるか。 黒板及びスケールで鉄筋の直径及び幅が確認できるか。 <u>※ワイヤーメッシュは使用していないか。</u> ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
1 5 上部スラブコンクリート 出来形検測	①上部スラブコンクリートの出来高検測が黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
1 6 上部スラブコンクリート 厚み確認	①上部スラブコンクリートの厚みが黒板及びスケールで確認できるか。 ※写真が不鮮明な場合は黒板及びスケールのアップ写真を別に添付すること。	月 日
1 7 かさ上げ高確認	①かさ上げ高が黒板及びスケールで確認できるか。 ※高さ 300ミリメートルまで	月 日
1 8 工事完了	①工事完了及びブローア据付け状況が確認できるか。	月 日
1 9 放流先（敷地内処理装置を含む。）の 工事写真 （1）工事着工前 （2）工事中 （3）工事完了	①放流先が確認できるか。 ②排水管接続箇所（道路側溝、水路、既設管等）に接続されていることが確認できるか。 ③敷地内処理装置が設置されていることが確認できるか。 <u>※着工前、工事中及び完了時の写真を添付すること。</u>	月 日
上記のとおり確認したことを証します。		
<p style="text-align: center;">年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 （浄化槽設備士免状の交付番号)</p>		

様式第18号（第8条関係）

既存排水処理設備撤去工事等に関するチェックリスト

1. 単独処理浄化槽撤去又はくみ取り槽撤去補助を受ける場合

検査項目	チェックポイント ※1～5の項目ごとに写真を添付すること。 確認・実施した日を記入すること。	設備士 確認日
(1) 着工前	①既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽が確認できるか。	月 日
(2) 撤去工事中	①単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去を適正に撤去していることが確認できるか。	月 日
(3) 撤去完了	①背景に撤去場所の周辺状況が確認できるか。	月 日
(4) 搬出状況 (申請地)	①撤去された単独処理浄化槽又はくみ取り槽をトラックに積み込んでいる状況が確認できるか。	月 日
(5) 搬出状況 (処分場)	①処分先の入口看板及び搬出された単独処理浄化槽又はくみ取り槽を積んだトラックの搬入状況が確認できるか。	月 日
(6) 産業廃棄物管理 (マニフェスト)	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を順守して適正に処分しているか。	月 日

2. 宅内配管工事補助を受ける場合

検査項目	チェックポイント ※ <u>1～5、7～8</u> の項目ごとに写真を添付すること。 確認・実施した日を記入すること。	設備士 確認日
(1) 着工前	①既存宅内配管が確認できるか。	月 日
(2) 撤去工事中	①既存宅内配管を適正に撤去していることが確認できるか。	月 日
(3) 撤去完了	①背景に撤去場所の周辺状況が確認できるか。	月 日
(4) 搬出状況 (申請地)	①撤去された既存宅内配管をトラックに積み込んでいる状況が確認できるか。	月 日
(5) 搬出状況 (処分場)	①処分先の入口看板及び搬出された既存宅内配管を積んだトラックの搬入状況が確認できるか。	月 日
(6) 産業廃棄物管理 (マニフェスト)	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を順守して適正に処分しているか。	月 日
(7) 新設工事中	①排出すべき汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有しているか。 ②配管設備には、排水トラップ（二重トラップでないこと）、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講じているか。 ③汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料であるか。 ④申請に該当する配管すべてが写るように撮影しているか。 拡大した写真も撮影すること。	月 日
(8) 新設工事完了	①生活排水は全て浄化槽に接続し、雨水は流入していないか。 ②配管設備の末端は、道路側溝、水路、排水路、敷地内処理などに有効に接続されているか。 ③工事完了時の状況を撮影しているか。	月 日

年 月 日

二次製品出荷証明書

結城市長 様

年 月 日付け結生第 号で交付決定のあった 様邸浄化
槽設置工事につきまして、下記のコンクリート二次製品を 年 月 日に出荷した
事実に相違ないことを証明します。

工 事 名 _____

工事場所 _____

製品名	種類・呼び名・寸法	製造工場	配合

添付書類

- (1) 認定証（写）
- (2) 日本産業規格に適合していること及び製品規格が分かる書類（詳細図又はカタログ等）

(製品製造業者)

住 所 _____

会 社 名 _____

電話番号 _____